

名古屋市浄化槽指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年建設省・厚生省令第1号。以下「共同省令」という。）、名古屋市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年名古屋市条例第42号。以下「条例」という。）及び名古屋市浄化槽法等施行細則（昭和60年名古屋市規則第115号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）及び名古屋市建築基準法施行細則（昭和31年名古屋市規則第58号）に定めるもののほか浄化槽の設置及び維持管理指導並びに浄化槽保守点検業者の指導等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽の設置及び変更に関する手続)

第2条 法第5条第1項の規定により浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更（共同省令で定める軽微な変更を除く。）しようとする者は、下記に掲げる書類等を、保健所長宛て提出する。

なお、下記に示す提出部数は、窓口又は郵送で提出する場合に必要な部数とする。

- (1) 浄化槽設置届出書（共同省令別記様式第一号）又は浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第二号） 1組（保健所長宛て及び特定行政庁宛て各1部並びに保健所長宛ての写し2部の計4部で構成）
 - (2) 共同省令第3条第2項又は第4条第2項に規定する書類（構造図、仕様書、処理工程図） 2部
 - (3) 法第7条に規定する設置後等の水質検査（以下「7条検査」という。）を法第57条第1項に規定する指定検査機関（以下「指定検査機関」という。）に依頼したことを証する書面 2部
- 2 建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請において浄化槽を設置しようとする者は、当該建築確認申請書に下記に掲げる書類等を添付し、建築主事又は指定確認検査機関に提出する。
- (1) 浄化槽調書 1組（浄化槽調書（名古屋市建築基準法施行細則様式第5号）、浄化槽調書（第1号様式）、浄化槽工事報告書（第2号様式及び第3号様式）及び浄化槽設置通知書（第4号様式）の計5部で構成）
 - (2) 7条検査を指定検査機関に依頼したことを証する書面 2部
- 3 建築基準法第18条第2項の規定による計画通知において浄化槽を設置しようとする者は、当該計画通知書に前項各号に掲げる書類等を添付し、建築主事に提出する。

(休止及び再開の届出)

第3条 浄化槽管理者は、法第11条の2第1項に規定する浄化槽使用休止届（環境省令第1号様式）に環境省令第3条の基準に従い清掃を行ったことがわかる書面を添付して保健所長宛て提出

する。

- 2 浄化槽管理者は、法第11条の2第2項に規定する浄化槽使用再開届（環境省令第1号の2様式）に使用開始直前に行った保守点検の記録を添付して保健所長宛て提出する。

（工事報告）

- 第4条 建築基準法第6条第1項及び第18条第2項に基づき浄化槽の設置の届出をした者は、工事完了後速やかに浄化槽工事報告書を住宅都市局又は指定確認検査機関へ提出する。

（検査結果の報告等）

- 第5条 指定検査機関は、7条検査及び法第11条に定める水質検査（以下「11条検査」という。）の結果が「不適正」であり、早急に措置を講ずる必要があると認めるときは速やかにその旨を保健所長へ通報する。
- 2 指定検査機関は、毎月の検査結果について翌月5日までに保健所長へ報告する。

（清掃業の許可の申請手続）

- 第6条 浄化槽清掃業の許可を受けている者が、引き続き許可を受けようとするときは、許可の有効期間満了の日前60日から当該有効期間の満了の日前30日までの間に許可申請手続を行う。

（保守点検受託報告書）

- 第7条 浄化槽保守点検業者は、前年度の保守点検受託状況をまとめ、毎年4月15日までに浄化槽保守点検受託報告書（第5号様式）により保健所長へ報告する。

（浄化槽管理士の専属専任）

- 第8条 浄化槽保守点検業者は、次の各号のいずれにも該当する条例第9条第1項の浄化槽管理士を置かなければならない。
 - (1) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
 - (2) 当該営業所の専任であること。

（浄化槽管理士に対する研修）

- 第9条 浄化槽保守点検業者は、条例第9条の2の規定により、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、条例第2条第2項に規定する登録の有効期間ごとに、愛知県内で開催する一般社団法人全国浄化槽団体連合会が提供する研修システムを使用した研修又はそれと同等と市長が認める研修を受けさせるものとする。

（資格を証する書類の携帯）

- 第10条 浄化槽保守点検業者は当該浄化槽管理士に、浄化槽管理士免状若しくはその写し又は公益財団法人日本環境整備教育センターが発行する浄化槽管理士証を携帯させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者は自らこれらを携帯しなければならない。

(浄化槽管理者等への連絡)

第11条 条例第10条第2項に規定する管理者に対して連絡する必要な事項は、次に掲げる事項とし、連絡は書面により行う。

- (1) 浄化槽の保守点検の結果
- (2) 浄化槽の清掃をすべき時期
- (3) 7条検査又は11条検査を受けるべき時期
- (4) その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項

2 条例第10条第2項に規定する浄化槽清掃業者に対して連絡する必要な事項は、前項第2号の事項とし、連絡は書面により行う。

(浄化槽保守点検業の再委託の禁止)

第12条 浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を次に掲げる要件を満たして他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。

- (1) 再委託をすることについて、当該浄化槽管理者が承諾していること。
- (2) 再委託を受ける浄化槽保守点検業者に対し、当該委託をする浄化槽保守点検業者が過去3年間に行った当該浄化槽の保守点検の結果の写しを送付すること。

(報告徴収、立入検査等)

第13条 保健所長は、浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽管理者、保守点検業者及び清掃業者に対し、次に定めることについて、指導及び勧奨等を行う。なお、立入検査は、外観検査、書類検査又は水質検査を基本とする。

- (1) すべての新設施設について、使用開始後3か月までの時期に、立入検査により、7条検査の受検を指導する。併せて、11条検査の受検を指導する。
- (2) 11条検査未受検施設について、随時立入検査を行い、11条検査の受検を指導する。また、指定検査機関からの報告に基づく指導は以下のように行う。

ア 指定検査機関から「不適正」と判定され、早急に措置を講ずる必要がある旨の通報があった浄化槽に対して、速やかに立入検査を実施する。立入検査に際しては、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和2年環循適発2003027号環境大臣決定。以下「指針」という。）別紙1及び別紙2を参考に、総合的に評価を行ったうえで、法附則第11条に規定する特定既存単独処理浄化槽であるか否かを判断する。特定既存単独処理浄化槽に該当すると判断した場合、浄化槽管理者に対し、指針別紙3を参考に当該特定既存単独処理浄化槽の状況に応じた措置をするよう指導する。

イ 指定検査機関から「不適正」と判定された浄化槽のうち、上記以外のものに対して、立入検査又は文書等による指導を実施する。

- (3) 前2号に定めるほか、清掃報告がない浄化槽又は保守点検受託報告のない浄化槽について随時立入検査を行う。
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及

びこれに基づく命令等関係法令の定めるところにより、赤痢、コレラ等消化器感染症の患者が使用し、又は使用した疑いのある浄化槽の設置者、管理者及び浄化槽保守点検業者に対して、放流水の消毒を強化する等、汚染防止のための適正な措置を指導する。

(5) 保健所長は、公共下水道処理区域内に設置されている浄化槽の管理者に対して、浄化槽の廃止をするよう指導する。

(6) 保健所長は、保守点検業者に浄化槽保守点検受託報告書を提出させ、報告内容を確認し必要に応じ指導等を行う。

2 保健所長は、浄化槽管理者等に対し適正な維持管理の徹底を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、期間を定めて重点指導を展開する。

3 前項の重点運動の具体的な内容については、その都度別に定める。

(技術的な基準等)

第14条 浄化槽の清掃及び保守点検に関する技術的な基準等については、別に定める。

(事務処理)

第15条 この要綱に定めるほか、必要な事務処理は、別に定める。

附則

1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

2 昭和50年7月1日付、50衛環第88号による「名古屋市し尿浄化槽指導要綱」は、廃止する。

附則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和2年6月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。